

環境省告示第 号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成十三年四月以降の月分の遺族補償費並びに平成十三年四月一日以降に死亡した被認定者及び認定死亡者に係る遺族補償一時金について適用し、平成十二年三月環境庁告示第二十五号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成十三年三月以前の月分の遺族補償費並びに平成十三年三月三十一日以前に死亡した被認定者及び認定死亡者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

平成十三年三月 日

環境大臣 川口順子

	性 別	
	男 子	女 子
昭和六十一年四月二日以降に生まれた者	七九、六〇〇円	七九、六〇〇円
昭和五十八年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	一〇一、三〇〇円	九九、三〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和五十八年四月一日まで	一三六、一〇〇円	一一六、八〇〇円

昭和五十二年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	一六二、四〇〇円	一四〇、一〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	一九七、九〇〇円	一六〇、二〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	二四〇、七〇〇円	一七七、九〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	二七二、七〇〇円	一八二、〇〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	二九四、三〇〇円	一七八、三〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	三一一、五〇〇円	一七四、七〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	三二二、〇〇〇円	一七二、〇〇〇円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇二、六〇〇円	一六五、〇〇〇円

間に生まれた者		
昭和十一年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二二一、七〇〇円	一四三、五〇〇円
昭和十一年四月一日以前に生まれた者	一九四、〇〇〇円	一四六、九〇〇円